

○環境省告示第六十六号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣 細野 豪志

別表第一の一酸化炭素の項、炭化水素の項及び窒素酸化物の項中「を燃料とする小型自動車」を「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を燃料とする小型自動車」に改める。

別表第一の二の一酸化炭素の項、炭化水素の項及び窒素酸化物の項中「を燃料とする小型自動車」を「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を燃料とする小型自動車」に改める。

別表第二の一酸化炭素の項及び炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「ガソリンを」を「ガソリン（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を」に、同表炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「原動機付自転車」を「ガソリン（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）

を燃料とする原動機付自転車」に改める。

附 則

この告示は平成二十四年四月一日から施行する。

窒素酸化物	スとし て排出 される もの		
	蒸発ガ スとし て排出 される もの	スとし て排出 される もの	スとし て排出 される もの
(略)	(略)	(略)	(略)
ガソリン(バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。)を燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり〇・二〇グラム	
粒子状物質	(略)	(略)	(略)
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	(略)	(略)	(略)

備考
一〇五 (略)

別表第一の二

一酸化炭素	スとし て排出 される もの		
	蒸発ガ スとし て排出 される もの	スとし て排出 される もの	スとし て排出 される もの
(略)	(略)	(略)	(略)
ガソリン(バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。)を燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり二・〇グラム	
自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度

窒素酸化物	スとし て排出 される もの		
	蒸発ガ スとし て排出 される もの	スとし て排出 される もの	スとし て排出 される もの
(略)	(略)	(略)	(略)
ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり〇・二〇グラム	
粒子状物質	(略)	(略)	(略)
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	(略)	(略)	(略)

備考
一〇五 (略)

別表第一の二

一酸化炭素	スとし て排出 される もの		
	蒸発ガ スとし て排出 される もの	スとし て排出 される もの	スとし て排出 される もの
(略)	(略)	(略)	(略)
ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)、軽自動車(二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり二・〇グラム	
自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度

窒素酸化物	炭化水素			非メタン炭化水素（排出されるものに限る。）
	蒸発ガスを排出されるもの	ブロイガスとして排出されるもの	排気管から排出されるもの	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ガソリン（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルタータリーシヤリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）、軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定値	一キロメートル走行当たり〇・一五グラム	ガソリン（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルタータリーシヤリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）を燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）、軽自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定値 一キロメートル走行当たり〇・三〇グラム（原動機付自転車にあつては、〇・五〇グラム）

窒素酸化物	炭化水素			非メタン炭化水素（排出されるものに限る。）
	蒸発ガスを排出されるもの	ブロイガスとして排出されるもの	排気管から排出されるもの	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定値	一キロメートル走行当たり〇・一五グラム	ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車	二輪車モードによる測定値 一キロメートル走行当たり〇・三〇グラム（原動機付自転車にあつては、〇・五〇グラム）

粒子状物質	(略)
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	(略)

備考(略)

別表第二

自動車排出ガスの種類	自動車の種類	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
	(略)	アイドリング時の測定	三・〇パーセント
一酸化炭素	(略)	(略)	(略)
炭化水素(排気管から排出されるものに限る。)	ガソリン(バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルタータリーシヤリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。)	アイドリング時の測定	百万分の千
	ガソリン(バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルタータリーシヤリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。)	アイドリング時の測定	百万分の千六百
(略)	燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)		
(略)	及び軽自動車(二輪自動車に限る。)		
(略)	及び原動機付自転車		

粒子状物質	(略)
粒子状物質のうちディーゼル黒煙	(略)

備考(略)

別表第二

自動車排出ガスの種類	自動車の種類	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
	(略)	アイドリング時の測定	三・〇パーセント
一酸化炭素	(略)	(略)	(略)
炭化水素(排気管から排出されるものに限る。)	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	アイドリング時の測定	百万分の千
	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)	アイドリング時の測定	百万分の千六百
(略)	原動機付自転車		

備考(略)

付録第一・付録第二(略)

備考(略)

付録第一・付録第二(略)